



有期職員(臨時任用職員 任期付職員 会計年度任用職員、再任用職員)の互助組合加入手続き

互助組合
(082)228-1386

互助組合に加入を希望される有期職員の方は、**共済組合の資格取得日から起算して20日以内**に「**互助組合加入申込書**」を提出してください。(様式は互助組合ホームページ(www.gojo.or.jp/)に掲載しています。)加入すると、貸付事業及びリフレッシュ給付金を除く互助組合の事業を御利用いただけます。

※ 申込書の提出時期等によっては、加入月の掛金の控除が翌月に調整されて開始されることがあります。



福祉事業の御案内

互助組合
(082)228-1386

被扶養配偶者人間ドック助成

当該年度に**40, 45, 50, 55, 60(歳)**に達する被扶養配偶者の方が1日人間ドックを受診された場合に、費用(オプション検査料を除く。)のうち**3万円を限度**として助成します。

長期療養者見舞金

引き続き**3カ月以上病休**、**療養又は休職された組合員に1万円**を支給します。

※ 引き続きた病休等の期間中1回、かつ、1会計年度1回を限度とします。

育児サポート事業

組合員及び組合員の配偶者(被扶養者であることを要しない。)が出産された場合に、月間育児誌「赤ちゃんとママ」を1年間(12冊)配付します。

※ これらの事業の請求書は、互助組合のホームページからダウンロードして使用してください。



互助組合「旅行券」について

互助組合
(082)228-1386

平成23年度までリフレッシュ厚生計画等の事業で配付していました旅行券について、ここ数年未使用のまま使用期限切れとなったものが多くあります。

旅行券は、新幹線や航空機を利用されるときや、ホテル等で宿泊されるときに、旅行券の裏面に記載の旅行業者で手配される場合に利用できますので、期限内に使用してください。

平成32年6月30日使用期限の「旅行券」の使用期限延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴い、旅行等で旅行券を使用することができない状況があるため、**平成12年度と平成22年度に発行した、使用期限が平成32年6月30日までとなっている旅行券について、使用期限を1年延長し、令和3年6月30日まで使用できるよう取扱いを変更します。**

また、他の年度に発行した旅行券についても、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、取扱いを変更する可能性があります。